

# 平成30年度 事業計画書

## 第28期

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### I. 法人の全体的事項

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターは、市内の中小企業勤労者の労働福祉の充実に寄与し、大企業との格差是正を図るため、中小企業が単独では実施しがたい総合的な福祉事業を実施する専門機関として、平成4年に市が財団法人として設立しました。

その後、平成20年12月の公益法人制度改革関連法の施行に伴い、平成23年4月1日からは公益財団法人へと移行しました。

以来、公益財団として受益の効果が広い範囲に及ぶよう、平成30年度も当財団の基幹事業である「中小企業勤労者等のための福利厚生事業」及び「特定退職金共済事業」並びに「市の指定管理者としての勤労市民センター管理運営事業の実施」等を通して、より良いサービスの提供・利用率の向上に努めてまいります。

併せて、事業目的を同じくする（公財）千葉県産業振興財団勤労者福祉サービスセンター及び（一社）野田市中小企業勤労者福祉サービスセンターとの今まで培った連携や、平成28年度から県内共済団体で組織している「千葉県勤労者福祉共済団体連絡会」を通じて、スケールメリットを活かした共催事業を推進する等、より一層福利厚生事業の充実に努めてまいります。

また、平成29年度は、会員を対象にした事業アンケートを実施いたしました。その結果を参考に会員のニーズにあった事業展開を図ってまいります。

会員の拡大については、事業所単位の会員に加え、市内在住・在勤の個人会員の入会も認め、未加入事業所への訪問勧誘や広報活動を充実するとともに、福利厚生事業の拡充を図る機会に、当財団の活動内容について説明を行い会員の拡大を目指してまいります。

### II. 事業活動方針

#### 1 福利厚生事業

会員の皆様が生きがいを持って、豊かで充実した生活を送ることができるよう、中小企業の事業主に代わって福利厚生サービスを提供するため、以下の事業を実施してまいります。

事業名	実施事業の内容
(公1) 生活安定事業	(1)生活安定事業 ①物資割引事業 ・書店協同組合・飲食店等と提携し、会員証提示による低廉な価格での商品購入等 ②融資あっ旋等事業 ・生活資金融資あっ旋及び利子助成等 ・育児休業期間並びに家族介護休業期間生活資金融資あっ旋及び利子助成等 ・利子補給 ③老後安定事業 ④財産形成事業 (2)労働時間短縮促進事業 社会保険労務士相談会及びセミナー開催事業 ①労働相談の実施 ②労働法関係セミナーの開催
(公2) 健康維持増進事業	(1)スポーツ施設等の割引あっ旋・利用助成事業(スポーツ施設や健康施設等の割引あっ旋及び利用助成等) (2)レクリエーション・健康事業 (3)健康診断等助成事業(人間ドック、生活習慣病予防健診助成、定期健康診断助成、ストレスチェック実施助成、肺炎球菌ワクチン助成、インフルエンザ予防接種助成) (4)健康教室等事業(勤労市民センターの自主事業への助成) (5)情報・資料提供事業
(公3) 自己啓発余暇活動事業	(1)割引提携事業(ホテル、レジャー施設等) (2)施設利用助成事業 (3)入場券あっ旋事業 (4)生涯学習等助成事業(各種講座助成) (5)自主企画事業
(公4) 情報提供事業	(1)情報誌発行事業 ①ガイドブックの発行(2年に1回偶数年) ②情報誌FCSニュース発行(年6回奇数月) ③パンフレットの発行(会員加入促進パンフレット等) (2)ホームページ運営事業 (3)会員の加入促進

(公5) 特定退職金 共済事業	当事業は、中小企業勤労者等の生活基盤の安定など福祉の向上を図るため、所得税法上の特定退職金共済団体としての承認を受け実施する。
(公6) 勤労市民セ ンター公益 目的貸与事 業	船橋市から指定管理者の指定を受け管理運営を行っている船橋市勤労市民センター（以下、「勤労市民センター」という）の会議室等について、専門的知識や技能等の普及、市民等の健康づくりや豊かな人間性の形成などの目的で施設を貸与する。
(収1) 売店等貸与 事業	勤労市民センター利用者の利便性の向上を図るため、売店及び飲料水の自動販売機、利用者用コピー機を設置する。
(他1) 共済給付事 業	会員の結婚、出産、死亡などの慶弔時に各種共済給付金を支給する。
(他2) 勤労市民セ ンター公益 目的外貸与 事業	船橋市から指定管理者の指定を受け管理運営を行っている勤労市民センターの会議室等について、公益目的以外の目的として使用する団体等に施設を貸与する。

### Ⅲ. 事業内容

#### 1. 公益目的事業

##### (公1) 生活安定事業

##### (1) 生活安定事業

##### ① 物資割引購入事業

書店協同組合、飲食店等と提携し会員証提示により低廉な価格で商品購入等をあつ旋する。

また、季節の果物、クリスマスケーキ等の良質な商品を一般価格より廉価で購入できるようあつ旋を行う。

##### ② 融資あつ旋等事業

##### ア. 生活資金融資あつ旋

教育、罹災、病気その他不時の出費のための生活資金について、低利な融資をあつ旋する。

- ・融資限度額 100万円（1万円単位）
- ・融資の対象者 勤続1年以上・入会6ヵ月以上経過者
- ・融資利率（信用保証料含む） 3.0%（年率）
- ・償還期間 60ヵ月以内（元利均等割賦償還）

イ. 育児休業期間及び家族介護休業期間生活安定資金融資あつ旋

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、満1歳に達するまで、養育のため休業する会員、または家族介護を要する会員が介護のため休業する場合、生活資金として低利な融資をあつ旋する。

- ・融資限度額 100万円（1万円単位）
- ・融資の対象者 育児休業者または家族介護休業者
- ・融資利率（信用保証料を含む） 2.7%（年率）
- ・償還期間 60ヵ月以内（元利均等割賦償還）

ウ. 利子補給

上記融資に対し「（年率）1.0%以内」の利子補給を行う。

③ 老後生活安定事業

老後生活に必要な知識や情報の提供のため、社会保険労務士による相談、講座を開催する。

④ 財産形成事業

ライフサイクルに対応した財産形成計画について、社会保険労務士による相談、講座を開催する。

（2）労働時間短縮促進事業

労働時間短縮の促進について、社会保険労務士による相談、講座を開催する。

（公2）健康維持増進事業

会員の健康及び活力の維持増進を図るため、スポーツ施設等の割引あつ旋、利用助成や健康維持増進に係る講座を開催する。

（1）スポーツ施設等の割引あつ旋・利用助成事業

スポーツジム等のスポーツ施設、入浴施設等の健康施設との割引提携による施設の割引利用、施設入場券を低廉な価格であつ旋する。

(2) レクリエーション・健康事業

会員の健康の維持増進及び家族や友人などとの充実した時間の確保を支援するためハイキングやスポーツ大会などを実施する。

- ・ボウリング大会
- ・健康ウォーキング
- ・ゴルフ大会など

(3) 健康診断等助成事業

- ① 人間ドックまたは生活習慣病予防健診者（政府管掌健康保険）への助成

(35歳以上を対象)

本人負担額（含：オプション検査費用）	助成額
5,000円未満	1,500円
5,000円以上10,000円未満	3,000円
10,000円以上50,000円未満	5,000円
50,000円以上	7,000円

- ② 定期健康診断を実施した事業所への助成

・助成額 年1回 1人 800円

- ③ ストレスチェックを実施した事業所への助成

・助成額 年1回 1人 300円

- ④ 肺炎球菌ワクチン接種への助成（65歳以上を対象）

・助成額 年1回 1人 1,500円

- ⑤ インフルエンザワクチン接種への助成（65歳未満を対象）

・助成額 年1回 1人 500円

(4) 健康教室等助成事業

会員と登録家族の健康増進を促進するため、勤労市民センターの自主事業であるヨガ、疲労回復ストレッチ体操、ピラティスなどの各種健康教室へ参加した会員に費用の一部を助成する。

(5) 情報・資料提供事業

会員及びその家族が、健康で明るい家庭生活を送れるよう、健康の維持増進に関する情報や資料を提供する。

- ・健康カレンダーの作成・配布 3,500部

(公3) 自己啓発・余暇活動事業

(1) 割引提携事業

会員及びその家族が低料金で利用できるようレジャー施設やホテル等と提携し、利用料の一部補助及びあつ旋を行う。

(2) 施設利用助成事業

① 契約宿泊施設、契約旅行会社代理店

1年を通じて、1泊につき会員2,500円、登録家族1,200円を最大6泊まで助成

② 推奨旅行

契約している旅行代理店の企画する旅行を年3回推奨旅行として指定し、各々1回につき

- ・日帰り旅行 会員2,500円 会員家族1,000円 助成
- ・国内泊付き旅行 会員4,000円 会員家族2,500円 助成
- ・海外旅行 会員10,000円 会員家族6,000円 助成

(3) 入場券あつ旋事業

会員及びその家族が低料金で観劇・スポーツ観戦、映画鑑賞等ができるよう入場券のあつ旋を行う。

(4) 生涯学習等助成事業

① 生涯学習等自己啓発のため、サービスセンターが指定する各種講座を受講した会員に対し、受講費用の一部を助成する。

- ・助成額 1回 2,000円 1人年2回

② 会員・会員外相互の余暇を利用したサークル活動に対し、活動費の一部を助成する。(3年間)

- ・助成額 1団体 25,000円(限度額)

(5) 自主企画事業

余暇時間を有意義に過ごせるよう、自主企画の各種イベントを行い多様化する会員のニーズに応じた事業を行う。

① 会員の集い 年1回

② 文化・その他の事業

- ・独身者交流会 年1回(千葉市勤労者SC、野田市SC共催)
- ・各種教室 年1回
- ・家族映画会等 年2回
- ・グルメ&テーブルマナー 年1回

- ・花火大会観覧 年1回
- ・親子体験ツアー 年1回

#### (公4) 情報提供事業

##### (1) 情報誌発行事業

各種事業内容、割引協定施設及び手続き方法を網羅したガイドブック及び定期的に各種情報を提供するためFCSニュースを発行する。

ガイドブック及びニュースの発行

- ・ガイドブック 2年に1回(偶数年)
- ・FCSニュース 年6回(奇数月)

##### (2) ホームページ運営事業

当財団の紹介、福利厚生制度の内容、提携施設、ガイドブック及びFCSニュースなどを掲載すると共に、募集している事業やチケットの入券状況等をリアルタイムで掲載する。

##### (3) 会員の加入促進

市の広報・商工会議所会報(シェイクハンド)・ふなばしポケットガイド・船橋法人会会報等への会員募集広告の掲出、FCSニュースの公共施設への配置、未加入事業所への訪問勧誘等により会員の加入を促進する。

#### (公5) 特定退職金共済事業

単独では退職金制度をもつことが困難な中小企業の事業所に対し、従業員の退職後の生活基盤の安定等福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的として実施する。

この特定退職金制度は、加入対象事業所、対象年齢、掛金の設定、退職一時金等において、特に中小零細事業所や短期雇用者等が加入しやすい制度設計になっており、これらの利点を活かし、退職金制度の普及促進を図ることにより、本事業を媒介としてその効果が中小企業の雇用の確保や地域経済の健全な発展につながるよう、加入拡大に一層努める。

##### <事業内容>

- (1) 加入対象事業所…船橋市内のすべての事業所
- (2) 加入対象年齢……15歳以上85歳未満の従業員(パートタイム労働者及び使用人を兼務する役員を含む)
- (3) 掛金の負担………事業主の全額負担

- (4) 掛金の設定……… 1口(1,000円)から30口(30,000円)まで1口単位で自由に選択できる。
- (5) 掛金の変更……… 加入後、途中での増額または減額の変更ができる。  
(一定の制限あり)
- (6) 退職一時金……… 加入者が退職したとき、掛金の納付月数に応じて退職一時金を本人に支給する。掛金保障型の制度としている。
- (7) 退職一時金と年金との選択………  
10年以上の加入者は、一時金または年金(10年間)の選択ができる。
- (8) 遺族一時金……… 加入者が死亡したとき、掛金の納付月数に応じて遺族一時金を支給する。
- (9) 解約手当金……… 契約が解除されたときは、解約手当金を加入者に支給する。

## 2. 収益事業

### (収1) 売店等貸与事業

勤労市民センター利用者の利便性の向上を図ることを目的としてセンターの施設の一部等について飲食系専門業者に貸与するとともに、利用者用コピー機を設置する。

- ・施設は、喫茶軽食施設とし、弁当、カレー及びサンドイッチ等の軽食並びにコーヒー、紅茶及びジュース等の飲物を販売。
- ・自動販売機7台(地下2階2台、1階1台、2階2台、3階2台)
- ・利用者コピー機1台

## 3. その他の事業

### (他1) 共済給付事業

会員を対象として、不慮の事故又は人生の節目等に際し会員互助の精神で死亡弔慰金、疾病見舞金及び祝金等の慶弔金を給付する。

給付金の種類	給付金額
勤続祝金(10年・15年・20年・25年・30年)	5,000円
結婚祝金	20,000円
出産祝金	5,000円
入学祝金(小・中学校)	5,000円
成人祝金(会員本人・満20歳)	5,000円
還暦祝金(会員本人・満60歳)	5,000円



傷病見舞金	
休業 14 日以上 30 日未満	10,000 円
休業 30 日以上 60 日未満	15,000 円
休業 60 日以上 90 日未満	20,000 円
休業 90 日以上 120 日未満	30,000 円
休業 120 日以上	45,000 円
死亡弔慰金	
疾病による死亡（会員本人・71 歳未満）	100,000 円
疾病による死亡（会員本人・71 歳以上）	50,000 円
不慮の事故等で死亡（会員本人）（上記に加算）	50,000 円
交通事故で死亡（会員本人）（上記に加算）	100,000 円
配偶者	20,000 円
子（妊娠 7 か月以上）	10,000 円
親（同居の有無は問わず、配偶者の親も含む）	5,000 円
重度障害・障害見舞金	
不慮の事故等（1 級～14 級）	2,000 円～50,000 円
交通事故（上記に加算）（1 級～14 級）	4,000 円～100,000 円
住宅災害見舞金	
火災等	
全焼・全壊	100,000 円
半焼・半壊	90,000 円以内
一部焼・一部壊	30,000 円以内
自然災害	
全焼・流失	30,000 円
半壊	15,000 円
一部壊	3,000 円以内
床上浸水	1,000 円～15,000 円
同居の親族の死亡	10,000 円

#### 4. 公益目的事業、その他の事業

##### (公6)(他2) 勤労市民センター管理運営事業

勤労市民センター設置理念に基づき、勤労者や市民の利用しやすい施設として管理運営するとともに、船橋市の文化・芸術活動や非常災害時の宿泊可能施設として、近隣施設と積極的に連携・協力し、また、文化活動や健康づくりの場としての機能を最大限発揮できるよう、今後も下記の事項に重点を置きながら、適正かつ効率的な運営に努め更なる利便性の向上に努め、広報や民間メディア及びホームページ等で情報提供に努め利用促進を図る。

- (1) センターの設置目的に基づき管理運営を実施する。
- (2) 公平な運営と利用者の平等な利用を確保する。
- (3) 施設を良好な状態に維持し、効率的・効果的な運営を実施する。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映し、新たなサービス展開と利用者数の向上を図る。
- (5) 管理運営費の縮減を図る。
- (6) 利用者の安全確保と個人情報の保護を徹底する。

利用促進に向けた具体的な事業として、高齢者や勤労者の方を対象としたストレッチやヨガ等の健康体操を開催し、さらにライフプラン講座や語学講座等の開催のほか、ホールを活用したジャズやクラシック等のコンサートを開催するなど多彩な事業展開を図る。

また、様々な年代の利用促進を図るべく、子育て世代に対応した授乳スペースや、従来から行っているアンケートの要望回答コーナーを新たに設置するなど、より一層利用しやすい施設運営を図る。